



# 宮 崎 県 公 報

平成23年4月4日(月曜日) 第 2273 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更(2件).....(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(2件).....( " ) 1	
公 告	
○都市計画法に基づく監督処分.....(建築住宅課) 2	
企業局企業管理規程	
○企業局事務決裁規程及び企業局会計規程の一部 を改正する企業管理規程..... 2	
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱.....10	
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示.....13	

## 告 示

### 宮崎県告示第 238号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年4月4日から平成23年4月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武 町今泉字大 久保甲6475 番1地先か ら同市同町 今泉同字甲 6556番3地 先まで	旧	8.1~ 15.1	520.0
				新	11.5~ 21.5	520.0

### 宮崎県告示第 239号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年4月4日から平成23年4月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高 原線	西諸県郡高 原町大字後	旧	7.0~ 32.3	153.9

川内字倉園 138番1地 先から同郡 同町同大字 字日守20番 3地先まで	新	7.6~ 74.6	153.9
--	---	--------------	-------

### 宮崎県告示第 240号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年4月4日から平成23年4月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武 町今泉字大 久保甲6475 番1地先か ら同市同町 今泉同字甲 6556番3地 先まで	平成23年4月4日

### 宮崎県告示第 241号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年4月4日から平成23年4月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
414	県道	有水高 原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字倉園 138番1地 先から同郡 同町同大字 字日守20番 3地先まで	平成23年4月4日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第81条第 1 項の規定により

、次のとおり措置を命じた。

平成23年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 命じた措置の内容  
建築物（倉庫）1棟を除却すること。
- 建築物の所在地  
東諸県郡国富町大字木脇字牟田5222番3及び5223番6
- 命令を受けた者の名称及び所在地  
有限会社きっちょう  
京都府京都市西京区山田箱塚町17-1
- 命令の原因となった事実  
都市計画法第43条第1項の規定に違反して、市街化調整区域である上記2の所在地において、建築物を新築し、これを使用していること。
- 命令の施行日  
平成23年3月18日

企業局企業管理規程

企業局事務決裁規程及び企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年4月4日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第3号

企業局事務決裁規程及び企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

（企業局事務決裁規程の一部改正）

第1条 企業局事務決裁規程（平成3年宮崎県企業局企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>（1） 決裁 管理者の権限に属する事務について、管理者又はその補助機関が最終的に意志決定を行うことをいう。</p> <p>（2）～（8） [略]</p> <p>（副局長等の専決事項）</p> <p>第3条 本庁の副局長、課長、課長補佐及び担当リーダー並びに出先機関の所長及び副所長は、別表第1の事項欄に掲げる事務を同表の専決区分に従い、それぞれ専決することができる。</p> <p>（専決の制限）</p> <p>第5条 第3条に規定する事務が、次の各号の<u>一</u>に該当するものである場合は、第3条の規定にかかわらず、専決することができない。この場合において、当該事務は、相当と認められる上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） <u>前3号に規定するもののほか、上司において事実を了知しておく必要があると認められるもの</u></p> <p>（管理者の代決）</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>（1） 決裁 管理者の権限に属する事務について、管理者又はその補助機関が最終的に意思決定を行うことをいう。</p> <p>（2）～（8） [略]</p> <p>（管理者決裁事項及び副局長等の専決事項）</p> <p>第3条 管理者の権限に属する事務のうち管理者の決裁を受けなければならない事務は、おおむね別表第1のとおりとする。</p> <p>2 本庁の副局長、課長、課長補佐及び担当リーダー並びに出先機関の所長及び副所長は、別表第1の事項欄に掲げる事務を同表の専決区分に従い、それぞれ専決することができる。</p> <p>（専決の制限）</p> <p>第5条 第3条に規定する事務が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものである場合は、第3条の規定にかかわらず、専決することができない。この場合において、当該事務は、相当と認められる上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>（専決の報告）</u></p> <p>第6条 <u>専決した者は、専決した事務のうち上司において事実を知っておく必要があると認めるときは、当該事務を速やかに報告しなければならない。</u></p> <p>（管理者の代決）</p> <p>第7条 [略]</p>

(1) 副局長 (総括) (2) 副局長 (技術) 第7条～第9条 [略]	(1) 副局長 (2) 総務課長 第8条～第10条 [略]
---	-------------------------------------

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

事務	事項	管理者	専決区分					
			本庁				出先機関	
			副局長	課長	課長補佐	担当リーダー	所長	副所長
1 運営に関する事務	(1) 電気事業、工業用水道事業及び地域振興事業の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。	○						
	(2) 企業局の組織の編成に関すること。	○						
	(3) 予算の原案及び予算に関する説明書の作成に関すること。	○						
	(4) 決算の調製に関すること。	○						
	(5) 議案の作成に関する資料の作成に関すること。	○						
	(6) 許可、認可、免許、承認、取消し等の行政処分に関すること。	○						
	(7) (6)のうち定例的又は軽易なもの。			○				
	(8) 争訟等に関すること。	○						
	(9) 私的諮問機関の設置及びその構成員の選任に関すること。	○						
2 規程等に関する事務	(1) 企業管理規程の制定及び改廃に関すること。	○						
	(2) 企業管理規程以外のもので、法令又は条例の委任に基づく制限、禁止その他住民の権利を制限し、又は住民に義務を課すこととならないものの制定及び改廃に関すること。		○					
	(3) (2)のうち軽易な改正に関すること。			○				
	(4) 告示に関すること。		○					
	(5) (4)のうち定例的なもの。			○				
	(6) 公告に関すること。			○				
3 職員の服務等に関する事務	(1) 職員の採用、昇任、降任、転任、退職、分限処分(休職に係るものにあつては、職員の意に反するものに限る。)及び懲戒処分に関すること。	○						
	(2) 休暇の承認その他服務に関すること。							
	ア 副局長、技監、参事に係るもの	○						
	イ 課長(これと同等の職にある者を含む。(3)、(10)及び(11)において同じ。)に係るもの		○					
	ウ 課の所属職員に係るもの			○				
	エ 所の所属職員(所長を含む。)に係るもの						○	
	(3) 職員の休職(職員の意に反するものを除く。)に関すること。							
	ア 副局長、技監、参事に係るもの	○						
	イ 課長に係るもの		○					
	ウ 上記に掲げる職以外の職に係るもの				○(総務課長)			
	(4) 職員の昇給発令に関すること。	○						
(5) 退職手当の裁定に関すること。	○							
(6) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。						○(総務課課長補佐)		

	(7) 職員の育児休業の承認に関すること。			○（総務課長）				
	(8) 企業局企業職員就業規定（昭和36年企業局企業管理規程第8号）別表第20号に掲げる場合の職員の休暇の承認に関すること。			○（総務課長）				
	(9) 職員の職務に専念する義務の免除の承認に関すること（別に指定するものを除く。）。							
	ア 課及び所の所属職員に係るもの			○（総務課長）				
	(10) 職員の職務に専念する義務の免除の承認に関すること（別に指定するものに限る。）。							
	ア 副局長、技監、参事に係るもの	○						
	イ 課長に係るもの		○					
	ウ 課の所属職員に係るもの			○				
	エ 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの						○	
	(11) 出張に関すること。							
	ア 副局長、技監、参事に係るもの	○						
	イ 課長に係るもの		○					
	ウ 課の所属職員に係るもの			○				
	エ 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの						○	
	(12) 職員の事務分掌に関すること。							
	ア 課の所属職員に係るもの			○				
	イ 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの						○	
	(13) 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。							
	ア 課の所属職員に係るもの				○			
	イ 副所長に係るもの						○	
	ウ 所の所属職員（副所長を除く。）に係るもの							○
	(14) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に規定する職員の臨時的任用に関すること。			○（総務課長）				
	(15) 職員の研修に関すること。			○				
	(16) 公用自動車の使用承認に関すること。							
	ア 課の所属職員に係るもの			○				
	イ 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの						○	
4 許認可等に関する事務	(1) 諸法令に基づく聴聞、弁明の機会の付与、公聴会、意見の聴取等に関すること。		○					
	(2) (1)のうち軽易なもの。			○				
	(3) 許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の再交付、書換え及び返納処理に関すること。					○		
	(4) 諸法令に基づく監督、検査、助言、勧告、指導及びその他の措置に関すること。		○					
	(5) (4)のうち定例的又は軽易なもの。			○				
5 文書等に関する事務	(1) 文書の進達に関すること。			○				
	(2) 届出、照会、回答、報告、通知等の処理に関すること。			○			○	
	(3) (2)のうち定例的又は軽易なもの。					○		○
	(4) 事実の証明に関すること。			○			○	
	(5) (4)のうち定例的又は軽易なもの。					○		○
	(6) 各種統計の調査、作成、整理及び処理に関すること。			○				
	(7) 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号			○				

	)に基づく公文書の開示の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。							
	(8) 宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。		○					
	(9) 広報宣伝に関すること。		○					
	(10) 刊行物の発行に関すること。		○					
	(11) (10)のうち軽易なもの。		○					
6 財務等に関する事務	(1) 予算の配分に関すること。		○					
	(2) 収入命令、収入の調定及び納入義務者に対する通知に関すること。		○					
	(3) 入札の執行に関すること。			○(総務課長)				
	(4) 保証金の取扱い及び違約金の徴収に関すること(別に指定するものを除く。)			○				
	(5) 入札における予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の決定に関すること。			○				
	(6) 入札における最低価格の入札者以外の者を落札者とする承認に関すること。	○						
	(7) 指名競争入札に参加させないことの決定に関すること。		○					
	(8) 契約締結期限の指示に関すること。			○				
	(9) 契約目的物の値引受納に関すること。			○				
	(10) 予算執行何及び支出負担行為に関すること。					専決区分は、付表1及び付表2に掲げるところによる。		
	(11) 支出命令に関すること。			○			○	
	(12) 補助金等の交付に係る補助事業の状況報告の徴収、実地調査及び実績報告の受理並びに補助金等の額の確定に関すること。			○				
	(13) 予算に基づく国庫支出金の交付申請及び実績報告の処理に関すること。			○				
	(14) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の承認申請に関すること。		○					
	(15) 使用料及び手数料の減免に関すること。		○					
	(16) 寄附金及び寄附物件の受入れに関すること。							
	ア 50万円以上 100万円未満のものに係るもの		○					
	イ 50万円未満のものに係るもの			○				
	(17) 国有財産の所管換えに関すること。		○					
	(18) 目及び節の予算の流用に関すること。		○					
	(19) 受託事業等に伴い、収入の原因となる契約等を締結すること。		○					
	(20) 不用品処分に関すること。				○(総務課長)			
(21) 物品の受払通知に関すること。				○(総務課長)				
(22) 貯蔵品の受払通知に関すること。				○				
7 建設工事に関する事務	(1) 建設工事の事業施工箇所の決定に関すること。		○					
	(2) 工事箇所の工区分割に関すること。			○				
	(3) 一般競争入札参加資格の決定に関すること及び契約の解除に関すること。							
ア 設計金額が2億円以上に係るもの	○							

イ	設計金額が1億円以上2億円未満に係るもの		○				
ウ	設計金額が1億円未満に係るもの			○			
(4)	指名競争入札参加者の決定に関する事及び契約の解除に関する事。						
ア	設計金額が2億円以上に係るもの	○					
イ	設計金額が1億円以上2億円未満に係るもの		○				
ウ	設計金額が1億円未満に係るもの			○			
(5)	権利義務の譲渡等及び一括委任又は一括下請の承認に関する事。		○				
(6)	(5)のうち宮崎県建設事業協同組合に対し組合員がする工事代金債権の譲渡承認に関する事。			○			
(7)	工事請負契約約款による次の事務						
ア	設計図書の変更に関する事						
(ア)	変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えるものとなるもの		○				
(イ)	管理者が締結する契約に係る重要な変更のもの			○			
イ	協議等に関する事						
(ア)	設計金額が1億円以上に係るもの		○				
(イ)	設計金額が1億円未満に係るもの			○			
ウ	保証証書の受託に関する事			○			
エ	請負代金の代理受領の承諾に関する事			○			
オ	代金請求の受理に関する事			○			
カ	工事目的物の瑕疵の修補請求等に関する事			○			
キ	建設工事に関する次の事務			○			
(ア)	工程表及び請負代金内訳書の受理に関する事						
(イ)	関連工事の調整に関する事						
(ウ)	工事の出来形部分の検査に関する事						
(エ)	工事現場に搬入した工事材料の確認に関する事						
(オ)	部分払に係る請負代金相当額の協議に関する事						
(カ)	現場代理人等の通知受理に関する事						
(キ)	工事関係者に係る措置要求に関する事						
(ク)	保険等に関する事						
(ケ)	設計図書の変更（変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなるものを除く。）に関する事						
(コ)	監督に関する事（監督の委託に関する事を除く。）						
(サ)	部分使用の申出に関する事						
(シ)	契約目的物の受領（瑕疵のある場合の受領を除く。）に関する事						
(ス)	支給材料及び貸与品に関する事						
(8)	監督の委託に関する事。		○				
(9)	検査の下命等に関する事。						
ア	請負金額が3億円以上に係るもの		○				
イ	請負金額が3億円未満に係るもの			○			
(10)	建設工事に係る用地取得費の所有権移転登記前支払に関する事。		○				
(11)	建設工事に関する設計、調査及び測量の委託に係る一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加者の決定に関する事。						

	ア 予定価格が 500万円以上に係るもの		○				
	イ 予定価格が 500万円未満に係るもの			○			
8 業務等に関する事務	(1) 電力受給に関する重要な協定等の締結に関すること。	○					
	(2) 給電指令の処理に関すること。			○（総合制御課長）			
	(3) 電気事業、工業用水道事業及び地域振興事業の業務に関する重要な協定等の締結に関すること。	○					
	(4) 電気事業、工業用水道事業及び地域振興事業の業務に関する協定等の締結に関すること。			○			

付表 1

## 収益的支出

項目名	予算執行伺			支出負担行為			摘要
	専決区分			専決区分			
	副局長	主務課長	所長	副局長	主務課長	所長	
給料手当 退職給与金 厚生費 諸税 諸費（通信運搬費（電報料、電話料及び後納郵便料に限る。）、旅費及び交際費に限る。） 雑給					全額（総務課長）		
諸費（通信運搬費の電報料、電話料及び後納郵便料を除く。）	100万円以上	100万円未満		300万円以上	300万円未満		
消耗品費					全額		
光熱水費（動力費を除く。）							
その他のもの	200万円以上	200万円未満	5万円未満（主務課承認済のものに限る。）	600万円以上	600万円未満	5万円未満（主務課承認済のものに限る。）	
修繕費							
雑修繕費を除くもの	1億円以上 2億円未満	1億円未満		3億円以上	3億円未満		
雑修繕費	200万円以上	200万円未満	5万円未満（主務課承認済のものに限る。）	600万円以上	600万円未満	5万円未満（主務課承認済のものに限る。）	
水利使用料	100万円以上	100万円未満		300万円以上	300万円未満		
補償費							
建設工事の執行に係るもの	1億円以上	1億円未満		1億5,000万円以上	1億5,000万円未満		
総合開発事業に係るもの	100万円以上 600万円未満	100万円未満 (工務課長)		300万円以上	300万円未満 (工務課長)		
支障木伐採に係るもの	100万円以上 600万円未満	100万円未満 (電気課長)		300万円以上	300万円未満 (電気課長)		
その他のもの	100万円以上 600万円未満	100万円未満		300万円以上	300万円未満		
賃借料							
総合開発事業に係るもの	100万円以上	100万円未満 (工務課長)		300万円以上	300万円未満 (工務課長)		
送配電設備に係るもの	100万円以上	100万円未満 (電気課長)		300万円以上	300万円未満 (電気課長)		

	その他のもの	100万円以上	100万円未満	5万円未満 (主務課承認済のものに限る。)	300万円以上	300万円未満	5万円未満 (主務課承認済のものに限る。)	
委託費	補助金等の交付に関する規程に基づく補助金等に該当するもの	300万円以上	300万円未満		1,000万円以上	1,000万円未満		
	建設工事に関する設計、調査及び測量に係るもの	500万円以上	500万円未満		1,000万円以上	1,000万円未満		
	その他のもの	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満		300万円以上	300万円未満		庁舎管理等定例的なものに係る予算執行については、1,000万円以上は副局長専決
養成研究費			全額 (総務課長)			全額 (総務課長)		
損害保険料		100万円以上	100万円未満 (総務課長)		300万円以上	300万円未満 (総務課長)		
市町村交付金		300万円以上	300万円未満		1,000万円以上	1,000万円未満		
固定資産除却費		1億円以上 2億円未満	1億円未満		3億円以上	3億円未満		
調査費		200万円以上	200万円未満		600万円以上	600万円未満		
支払利息	小切手・未払未済償還金	100万円以上	100万円未満 (総務課長)		300万円以上	300万円未満 (総務課長)		
	その他のもの					全額 (総務課長)		

付表 2

資本的支出

項目名		予算執行伺			支出負担行為			摘要
		専決区分			専決区分			
		副局長	主務課長	所長	副局長	主務課長	所長	
設備増強費	工事 (直営による工事を含む。)	1億円以上 2億円未満	1億円未満		3億円以上	3億円未満		
	建設工事に関する設計、調査及び測量の委託に係るもの	500万円以上	500万円未満		1,000万円以上	1,000万円未満		
設備増強費 (備品)		200万円以上 1,000万円未満	200万円未満		600万円以上	600万円未満		
設備増強費 (土地、涵養林、分収林)	総合開発事業に係るもの	4,000万円以上 6,000万円未満	4,000万円未満 (工務課長)		5,000万円以上	5,000万円未満 (工務課長)		

、複層林)及び受託事業費	送配電設備に係るもの	4,000万円以上 6,000万円未満	4,000万円未満 (電気課長)		5,000万円以上	5,000万円未満 (電気課長)		
	その他のもの	4,000万円以上 6,000万円未満	4,000万円未満		5,000万円以上	5,000万円未満		
設備増強費(長期投資及び出資金)		100万円以上 600万円未満	100万円未満 (総務課長)		300万円以上	300万円未満 (総務課長)		
一般会計繰出金		100万円以上	100万円未満 (総務課長)		300万円以上	300万円未満 (総務課長)		
償還金及び返還金		100万円以上	100万円未満 (総務課長)		300万円以上	300万円未満 (総務課長)		
他会計貸付金及び出資金		100万円以上 600万円未満	100万円未満 (総務課長)		300万円以上	300万円未満 (総務課長)		
雑支出		100万円以上 300万円未満	100万円未満		300万円以上	300万円未満		

## 備考

1 当初予算執行金額の変更に伴う予算執行伺の専決区分は、変更金額(増減額)により区分する。ただし、変更後の金額が当初金額の100分の130を超え100分の200以下の場合の専決区分は当初金額により、100分の200を超える場合の専決区分は変更後の金額により区分する。

2 1に係る支出負担行為の専決区分は、変更後の金額により区分する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2(第7条関係)			別表第2(第8条関係)		
専決者	第一代決者	第二代決者	専決者	第一代決者	第二代決者
副局長 (総括)	[略]		副局長	[略]	
副局長 (技術)	主務課長				
[略]			[略]		

(企業局会計規程の一部改正)

第2条 企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(企業出納員等)	(企業出納員等)
第7条 [略]	第7条 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 物品分任出納員 <u>施設管理課長及び施設管理課課長補佐</u>	(2) 物品分任出納員 <u>電気課長及び電気課課長補佐</u> <u>施設管理課長及び施設管理課課長補佐</u>
2・3 [略]	2・3 [略]
4 企業会計員は、企業出納員には総務課出納担当に勤務する職員を、物品分任出納員には総務課総務担当に勤務する職員(施設管理課兼務を命ぜられた職員に限る。)をもって充てる。	4 企業出納員の事務を補助する企業会計員には、 <u>総務課出納担当に勤務する職員をもって充て、物品分任出納員の事務を補助する企業会計員には、総務課総務・管財担当に勤務する職員(電気課又は施設管理課兼務を命ぜられた職員に限る。)</u> 及び施設管理課契約・管理担当に勤務する職員をもって充てる。
(履行遅滞)	(履行遅滞)
第97条 [略]	第97条 [略]
2 前項の損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、 <u>年3.3パーセント</u> の割合(この場合における年当たり	2 前項の損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、 <u>年3.1パーセント</u> の割合(この場合における年当たり

の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 [略]

(物品の総括)

第 143条 副局長(総括)は、物品管理者が管理する物品について、その適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図るため、事務を統一し又は必要な調整をすることができる。

(履行期限延長の手続等)

第 199条 [略]

2・3 [略]

4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 3.3パーセント(この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率にすることができる。

5 [略]

様式第26号(その1)

予算執行何書		予算執行何番号
[略]		
局長	企業出納員	
副局長	課長	[略]
	課長	[略]
副局長	課長	[略]
	課長	[略]
[略]		

様式第26号(その2)

予算執行何書		予算執行何番号
[略]		
局長	企業出納員	
副局長	課長	[略]
	課長	[略]
副局長	課長	[略]
	課長	[略]
[略]		

の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 [略]

(物品の総括)

第 143条 副局長は、物品管理者が管理する物品について、その適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図るため、事務を統一し又は必要な調整をすることができる。

(履行期限延長の手続等)

第 199条 [略]

2・3 [略]

4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 3.1パーセント(この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率にすることができる。

5 [略]

様式第26号(その1)

予算執行何書		予算執行何番号
[略]		
局長	企業出納員	
副局長	課長	[略]
	課長	[略]
	課長	[略]
	課長	[略]
[略]		

様式第26号(その2)

予算執行何書		予算執行何番号
[略]		
局長	企業出納員	
副局長	課長	[略]
	課長	[略]
	課長	[略]
	課長	[略]
[略]		

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第24号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第1項、宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)第41条の規定により地域交通安全活動推進委員として、次のとおり190名を平成23年4月1日付けで委嘱した。

平成23年4月4日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

## 地域交通安全活動推進委員名簿

番号	氏 名	住 所
宮崎北地区地域交通安全活動推進委員 (31名)		
1	小林 睦 代	宮崎市阿波岐原町鳥居原
2	古 沢 一	宮崎市吉村町江田原甲
3	羽 鳥 正 純	宮崎市波島
4	木 津 智恵子	宮崎市吉村町ハシテ甲
5	岡 元 和 美	宮崎市橋通東
6	荒 川 幸 子	宮崎市橋通東
7	藤 田 光 彦	宮崎市鶴島
8	落 合 幸 子	宮崎市松橋
9	金 井 雅 平	宮崎市神宮
10	藤 山 正 弘	宮崎市丸山
11	外 山 一 利	宮崎市大字大瀬町
12	太 田 修 子	宮崎市北権現町
13	名 直 利 彦	宮崎市大字広原
14	兒 玉 信 行	宮崎市大字島之内
15	溝 口 幸 夫	宮崎市大字新名爪
16	杉 松 茂 伸	宮崎市平和が丘東町
17	池 田 仁 志	宮崎市佐土原町上田島
18	小井手 一 光	宮崎市佐土原町東上那珂
19	菅 喜 久 夫	宮崎市佐土原町下那珂
20	樋 渡 又 介	宮崎市佐土原町下田島
21	渡 辺 嘉 隆	宮崎市佐土原町上田島
22	大 野 守 義	宮崎市下原町
23	横 山 公 美	宮崎市大字塩路
24	古 賀 恵 子	宮崎市橋通東
25	藤 澤 義 人	宮崎市松山
26	山 口 恵 造	宮崎市佐土原町下田島
27	石 川 久美雄	宮崎市佐土原町下田島
28	田 上 昭 二	宮崎市神宮西
29	日 高 彬	宮崎市池内町立野下
30	吉 岡 洋 次	宮崎市大字島之内
31	本 多 正 毅	宮崎市大字広原
宮崎南地区地域交通安全活動推進委員 (20名)		
32	中 村 忠 人	宮崎市希望ヶ丘
33	谷 口 宗 雄	宮崎市太田
34	山 下 元 義	宮崎市大字赤江
35	高 妻 俊 子	宮崎市大字鏡洲
36	伊豆元 秀 喜	宮崎市清武町正手
37	岡 村 政 志	宮崎市大坪東
38	松 下 進 一	宮崎市月見ヶ丘
39	宮 田 壽 一	宮崎市清武町木原
40	大田原 素 實	宮崎市大字小松
41	日 高 成 子	宮崎市大字熊野
42	安 藤 盛 幸	宮崎市田野町乙
43	持 原 茂 信	宮崎市大字熊野
44	延 原 一 夫	宮崎市生日台東
45	福 元 幸 男	宮崎市田野町甲
46	櫛 間 育 代	宮崎市大字恒久
47	西 原 浄 子	宮崎市大塚台東
48	中渡瀬 瑞 代	宮崎市月見ヶ丘

番号	氏 名	住 所
49	伊 藤 春 美	宮崎市大塚町地蔵田
50	桑 本 エイ子	宮崎市清武町今泉甲
51	長 友 睦 子	宮崎市大字熊野
日南地区地域交通安全活動推進委員 (12名)		
52	原 稲 人	日南市瀬貝
53	高 倉 秀 明	日南市梅ヶ浜
54	舩 元 具 典	日南市大字戸高
55	池 田 純 男	日南市大字吉野方
56	谷 口 捷 実	日南市大字楠原
57	甲 斐 登	日南市北郷町郷之原甲
58	柿 本 久 雄	日南市南郷町瀉上
59	田 吉 啓 泰	日南市大字益安
60	池 田 柳太郎	日南市大字萩之嶺
61	村 田 實 生	日南市吾田東
62	渡 邊 豊志美	日南市西弁分
63	楠 原 隆 士	日南市瀬貝
串間地区地域交通安全活動推進委員 (6名)		
64	古 川 義 三	串間市大字南方
65	中 元 英 人	串間市寺里
66	井 手 博 文	串間市大字都井
67	内 田 謙 吾	串間市大字西方
68	廣 見 洋 一	串間市大字市木
69	黒 木 茂 樹	串間市大字大平
都城地区地域交通安全活動推進委員 (30名)		
70	中 村 一 郎	都城市梅北
71	桑 畑 千 佳	都城市妻ヶ丘町
72	深 港 清 美	都城市広原
73	井 手 義 治	都城市上川東
74	鍋 倉 幸 一	都城市北原町
75	野 田 兼 廣	都城市平江町
76	坂 元 清 秀	都城市甲斐元町
77	榎 田 恵 子	都城市大岩田町
78	松 田 正	都城市都島町
79	久 保 田 勝	都城市郡元町
80	中 馬 久 徳	都城市鷹尾
81	梶 谷 一 枝	都城市藁原町
82	山 形 博 幸	都城市金田町
83	坂 田 洋 一 郎	都城市太郎坊町
84	徳 丸 祐 七	都城市大岩田町
85	久 保 紘 一	都城市下長飯町
86	井ノ上 利 盛	都城市志比田町
87	末 永 悟	都城市庄内町
88	尾 堂 孝	都城市美川町
89	崎 田 とみ子	都城市丸谷町
90	崎 田 幸 忠	北諸県郡三股町大字宮村
91	宮 留 三 朗	北諸県郡三股町大字樺山
92	永 野 美 代 子	都城市山之口町花木
93	徳 留 市 夫	都城市山之口町花木
94	小 林 清 明	都城市高城町有水
95	富 山 堅 一	都城市高城町桜木

番号	氏 名	住 所
96	内 田 操	都城市山田町山田
97	谷 口 正	都城市山田町中霧島
98	永 友 幸 哉	都城市高崎町大牟田
99	福 重 道 春	都城市高崎町前田
小林地区地域交通安全活動推進委員 (10名)		
100	溝 口 誠 二	小林市北西方
101	内 一 幸	小林市北西方
102	杉 田 藤 子	小林市野尻町紙屋
103	寺 師 とみ子	小林市細野
104	清 水 公 雄	西諸県郡高原町大字後川内
105	横 山 章 司	小林市須木中原
106	田 原 博 子	小林市真方
107	古 園 俊 男	小林市細野
108	江 田 真由美	小林市南西方
109	平 川 軍 二	小林市南西方
えびの地区地域交通安全活動推進委員 (6名)		
110	森 本 林	えびの市大字原田
111	金 丸 重 年	えびの市大字原田
112	吉 鶴 純 男	えびの市大字大明司
113	赤 川 一 郎	えびの市大字小田
114	野 田 勤	えびの市大字末永
115	藤 崎 雅 夫	えびの市大字内堅
高岡地区地域交通安全活動推進委員 (7名)		
116	久米田 美津子	東諸県郡国富町大字本庄
117	福 永 慶 子	東諸県郡国富町大字本庄
118	川 野 末 男	宮崎市高岡町五町
119	松 浦 正 明	東諸県郡綾町大字入野
120	小 野 廣 孝	宮崎市高岡町五町
121	中 森 久 人	東諸県郡国富町大字八代南俣
122	黒 木 和 夫	東諸県郡綾町大字南俣
西都地区地域交通安全活動推進委員 (7名)		
123	酒 井 良 子	西都市大字鹿野田
124	市 川 春 男	西都市上町
125	井 下 勝 年	西都市大字右松
126	那須 澤右衛門	西都市中妻
127	中 武 正 文	児湯郡西米良村大字村所
128	斉 藤 良 美	西都市大字藤田
129	成 合 三 明	西都市大字三宅
高鍋地区地域交通安全活動推進委員 (12名)		
130	友 草 孝 一	児湯郡高鍋町大字北高鍋
131	多 田 稔	児湯郡高鍋町大字北高鍋
132	森 和 夫	児湯郡高鍋町大字持田
133	久 保 兼 年	児湯郡新富町富田
134	堀 口 眞 彦	児湯郡木城町大字高城
135	黒 木 元 實	児湯郡都農町大字川北
136	山 本 俊 二	児湯郡都農町大字川北
137	大 山 喜美子	児湯郡川南町大字川南
138	鴨 川 義 見	児湯郡木城町大字椎木
139	久木野 清 人	児湯郡川南町大字川南
140	田 坂 美喜子	児湯郡新富町大字新田
141	西 村 佳 之	児湯郡川南町大字川南

番号	氏 名	住 所
日向地区地域交通安全活動推進委員 (17名)		
142	河 埜 敏 彦	日向市美々津町
143	志 田 邦 彦	東臼杵郡門川町平城東
144	瀧 下 正 吉	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野
145	松 掛 芳 郎	日向市東郷町坪谷
146	黒 木 三 郎	日向市東郷町山陰丙
147	鈴 木 克 裕	東臼杵郡椎葉村大字下福良
148	平 田 利 進	東臼杵郡諸塚村大字家代
149	富 田 紘 之	東臼杵郡美郷町西郷区田代
150	三 浦 一 郎	日向市大字平岩
151	山 塚 賢 二	日向市大字富高
152	堀 川 幸 志	日向市大字富高
153	黒 木 弘 雄	日向市美々津町
154	加 形 浩	日向市曾根町
155	菊 田 惠	日向市大字富高
156	児 玉 嘉 信	日向市大字平岩
157	山 本 美智子	東臼杵郡門川町南町
158	黒 木 清 人	日向市大字財光寺
延岡地区地域交通安全活動推進委員 (25名)		
159	富 山 喜 平	延岡市古城町
160	加 藤 旺	延岡市緑ヶ丘
161	大 野 康 男	延岡市北方町曾木子
162	富 山 公 瑞	延岡市川島町
163	濱 方 堅 市	延岡市妙町
164	角 豊	延岡市出北
165	稲 田 義 美	延岡市大貫町
166	黒 木 忠次郎	延岡市旭ヶ丘
167	山 本 諄 一	延岡市緑ヶ丘
168	吉 村 三枝子	延岡市塩浜町
169	黒 木 啓 喜	延岡市伊形町
170	甲 斐 隆	延岡市上伊形町
171	小 泉 春 己	延岡市土々呂町
172	植 田 清 行	延岡市北川町長井
173	芝 村 勝 正	延岡市北浦町宮野浦
174	柴 歳 治	延岡市北浦町市振
175	矢 野 俊 代	延岡市北川町川内名
176	安 藤 善 章	延岡市桜ヶ丘
177	檜木野 盛 幸	延岡市大門町
178	福 田 忍	延岡市萩町
179	山 本 盛 男	延岡市平原町
180	後 藤 博 文	延岡市長浜町
181	永 田 照 美	延岡市北方町
182	有 山 清 美	延岡市川原崎町
183	小 野 剛 希	延岡市山下町
高千穂地区地域交通安全活動推進委員 (7名)		
184	井 植 泉	西臼杵郡高千穂町大字岩戸
185	甲 斐 克 己	西臼杵郡日之影町大字七折
186	佐 藤 暁祈雄	西臼杵郡高千穂町大字三田井
187	佐 藤 成 志	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内
188	内 倉 寛 喜	西臼杵郡高千穂町大字河内
189	飯 干 徳 男	西臼杵郡高千穂町大字向山
190	富 高 リエ子	西臼杵郡高千穂町大字押方

## 内水面漁場管理委員会指示

## 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 121号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成23年 4 月 4 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

## 1 増殖義務

## 別表

別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、平成23年12月31日までの間に、平成22年12月24日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 120号で指示した増殖に加え、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

## 2 その他

当該指示については、平成22年12月24日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 120号の 2、3 及び 4 のほか、別に定める第 5 種共同漁業権に係る増殖指示の取扱方針に基づき適正に行わなければならない。

漁業権 番 号	河川名	漁 業 権 者	魚種及び数量（増殖行為）								
			ふな	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		こい		
			稚魚 放流  (尾)	稚魚 放流  (尾)	稚魚 放流  (尾)	稚魚 放流  (尾)	天然 種苗 放流  (kg)	人工 種苗 放流  (尾)	稚魚放流 相当分  (尾)		
内共第 2 号	祝子川	祝子川漁業協同組合			2,500						
内共第 3 号	五ヶ瀬川（河口）	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合			1,500						
内共第 4 号	五ヶ瀬川	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合			2,500						
内共第10号	平田川	平田川淡水漁業協同組合	6,600				37	又は	7,400		
内共第11号	小丸川	代表 小丸川漁業協同組合		800							
内共第12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合			3,000						6,000
内共第14号	大淀川	代表 宮崎内水面漁業協同組合			10,500	15,000					
内共第17号	川内川上流	川内川上流漁業協同組合			1,000						
内共第21号	御 池	小林高原野尻漁業協同組合			1,000						

## 〈放流する魚種の体長・体重〉

1. ふ な 体長 5センチメートル以上（体重 5 グラム以上）
2. にじます 体重 15グラム以上
3. おいかわ 体重 1 グラム以上
4. うぐい 体重 5 グラム以上
5. もくずがに 体重20～30グラム（単位：kg）  
又は甲幅 4 ミリメートル以上（単位：尾）

